

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

第一 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正に関する修正

一 対象事件の見直し

1 長期間の審判を要する事件等の対象事件からの除外に係る改正規定を削るものとする。

(第三条の二関係)

2 否認事件についての対象事件の拡大(第二条第一項第三号及び第二条の二並びに附則第一項関係)

① 地方裁判所は、公訴事実等に争いがあると認める事件について、第一回の公判期日前において裁判所が指定する日までの間に被告人から請求があったときは、当該事件を裁判員の参加する合議体で取り扱う決定をしなければならないものとする。

② ①の決定があった事件は、裁判員の参加する合議体で取り扱うものとする。

③ ①及び②は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 裁判員等に対する説明

1 裁判員等に対して説明する内容 (第三十九条第一項関係)

裁判員及び補充裁判員に対して説明する内容を、事実の認定は証拠によること、被告事件について犯罪の証明をすべき者、事実の認定に必要な証明の程度及び犯罪の証明がないときは無罪の言渡しをしなければならないこと、裁判員及び補充裁判員の権限及び義務その他必要な事項とすること。

2 刑事訴訟法第二百九十一条の手續後の説明等 (第五十四条の二関係)

① 裁判長は、刑事訴訟法第二百九十一条の手續が終わった後、これに引き続き、公開の法廷で、1の説明を行わなければならないものとする。同法第二百九十三条の手續が終わった後についても、同様とすること。

② 裁判長は、①前段の説明に際して、裁判員及び補充裁判員に対し、その説明する事項を記載した書面を交付しなければならないものとする。

三 死刑に処する判断に関する評決の要件の見直し (第六十七条第一項関係)

裁判員の参加する合議体において死刑に処する判断を行うには、その全員の意見が一致しなければならないものとする。

四 心理的負担の軽減

(第百二条の二関係)

裁判所は、裁判員及び補充裁判員並びにこれらの職にあった者に対し、その職務の遂行により生じた心理的な負担を軽減するため、最高裁判所規則で定めるところにより、適切な措置を講じなければならないものとする。

五 罰則の見直し

① 裁判員及び補充裁判員の守秘義務違反に対する罰則から懲役刑を除き、罰金刑に限るものとする。

(第百八条第一項関係)

② 裁判員又は補充裁判員の職にあった者について、守秘義務違反として罰せられる行為を、職務上知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らす行為、評議の秘密のうち裁判官又は他の裁判員の意見を正当な理由がなく漏らす行為及び財産上の利益その他の利益を得る目的で正当な理由がなくその他の評議の秘密を漏らす行為に限定するものとする。

(第百八条第二項及び第三項関係)

第二 裁判所法の一部改正の追加

第一審である地方裁判所の刑の量定において死刑に処する判断を行うには、全員の意見が一致しなけれ

ばならないものとする。

(第七十七条第一項関係)

第三 その他

一 検討の時期の見直し

(附則第六項関係)

改正後の裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の施行の状況等についての政府による検討について定める規定において、検討を行う時期を改め、第一の一の2①及び②の施行後三年を経過した場合に検討が加えられるものとする。

二 法制上の措置等

(附則第七項関係)

国は、この法律の施行後速やかに、検察官が保管する全ての証拠の開示を義務付ける制度並びに被疑者の取調べの状況等の録画及び録音を義務付けるとともにその取調べの際に弁護人の立会いを認める制度を導入するため、必要な法制上の措置その他の措置を講じなければならないものとする。

三 その他所要の規定の整備を行うこと。